

達 示 第 1 号
令和元年5月7日

大阪拘置所長 佐 伯 紀 男

大阪拘置所死刑確定者外部交通取扱規程の制定について
標記について次のとおりその取扱いを定め、即日施行する。
なお、平成30年6月25日付け達示第20号「『大阪拘置所死刑確定者外部交通規
定』の制定について」は廃止する。

大阪拘置所死刑確定者外部交通取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪拘置所における死刑確定者の外部交通について必要な事項を定め、その適正な実施を期することを目的とする。

(根拠)

第2条 大阪拘置所における死刑確定者の外部交通に関する取扱いは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という。）、被収容者の外部交通に関する訓令及び被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）によるほか、この規程による。

(留意事項)

第3条 死刑確定者の死刑の執行に至るまでの拘置は、外部交通の遮断を含む社会からの隔離を本質としているものであるが、親族との間で行う外部交通や、重大な利害に係る用務の処理のために必要な外部交通が保障されていることなどに留意し、収容目的に応じた適正な処理に努めなければならない。

2 未決拘禁者としての地位を併有する場合には、罪証隠滅防止の観点からの制約が及ぶものであるが、他方で、未決拘禁者が刑事訴訟手続における一方の当事者として、刑事訴訟法でその防御権の行使が保障されることを念頭に、その法的地位に応じた適正な処理に留意しなければならない。

3 死刑確定者の外部交通を担当する職員は、外部交通に係る関係法令に通暁しておくとともに、知り得た情報を処遇担当職員と共有する等、関係職員との適切な連携を図らなければならない。

第2章 外部交通の相手方の届出

(外部交通の相手方の届出)

第4条 死刑確定者の面会及び信書の発受の許否の判断に資するため、死刑判決確定に係る告知後速やかに、又は当該死刑確定者を所管する処遇部門の統括矯正処遇官（以下「所管の統括」という。）が必要と認めた場合にはその都度、当該死刑確定者に対し、親族その他面会の申出をすることが予想される者及び信書の発受をすることが予想される者について、別紙1から3までに定める申告書の提出を求めるものとする。

2 所管の統括が必要と認める場合には、当該死刑確定者に対し、申告書に記載された者との関係を証明する書類等の提出を求めるものとする。

3 死刑確定者が申告書を提出した場合、所管の統括は、当該死刑確定者との関係、面会又は信書の発受を必要とする事情等を踏まえた可否の方針に関する意見を添え、所長の決裁を受けるものとする。

4 前項の決裁が終了した後、所管の統括は、速やかに面会及び信書の発受の可否に関する方針を当該死刑確定者に告知するものとする。

第3章 面会

（面会の相手方）

第5条 死刑確定者に対し、刑事収容施設法第120条第1項各号に掲げる者から面会の申出があったときは、同法が規定するところにより面会が許されない場合を除き、これを許すものとする。

（1）刑事収容施設法第120条第1項第2号の「重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者」とは、面会の目的が、死刑確定者の用務の処理であり、その用務が、重大な利害にかかわるものであり、かつ、死刑確定者の用務の処理のため、その者が面会することが必要である次の者等をいう。

ア 死刑確定者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、婚姻、親権、子の養育、相続等のため、相談することが必要な者等をいう。

イ 死刑確定者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等のことをいう。

ウ 死刑確定者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、当該死刑確定者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者等のことをいう。

(2) 刑事収容施設法第120条第1項第3号の「死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者」とは、例えば、当該死刑確定者からの申出により、当所が当該死刑確定者との継続的な教誨を依頼した教誨師のことをいう。

2 死刑確定者に対し、刑事収容施設法第120条第2項に掲げる者から面会の申出があった場合において、前条規定の届出に関する調査の結果や死刑判決確定前の外部交通の状況等を踏まえ、その者との交友関係の維持、その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

3 死刑確定者との面会を希望する者（以下「面会人」という。）について、刑事収容施設法第120条に掲げる者に該当するか否か疑義がある場合、首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）は、職員をして死刑確定者に対し、面会の必要性等を質問させることができる。

（面会の受付）

第6条 面会受付職員は、面会人に対し、面会申込書（別紙4）を提出させるものとする。

（面会人の調査）

第7条 前記第4条の届出により外部交通を包括的に許可する方針とした者以外の者から面会の申出があった場合、主任矯正処遇官（面会担当）（以下「面会主任」という。）は、統括矯正処遇官（第一担当）（以下「第一統括」という。）の指示を受け、次に掲げる調査を行うものとする。

(1) 刑事収容施設法第120条第1項各号に掲げる者との面会

刑事収容施設法第120条第1項各号に掲げる者に該当するかについて、必要に応じて面会人から、面会を希望する死刑確定者との関係、面会の目的等の事情を聴取する。

(2) 刑事収容施設法第120条第2項に掲げる者との面会

刑事収容施設法第120条第2項に掲げる者に該当するかについて、面会人の

身元を確認した上で、面会人と死刑確定者との関係、過去の外部交通の状況、面会による刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれの有無等を調査する。

- 2 前項の調査において、必要がある場合には、面会人に身分証明書、必要な書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

(面会の立会い等)

第8条 死刑確定者の面会(後記第18条の面会を除く。)は、処遇首席が指名した職員が立ち会うものとする。ただし、当該死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会いさせないことを相当とする事情がある場合において、処遇首席が相当と認めるときは、この限りでない。この際、判断に当たっては、立会いを省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められるかどうか、死刑確定者の心情を把握するため立会いが必要であるかどうかを個別に検討すること。

- 2 前項ただし書により面会の立会いを省略する場合であっても、処遇首席は、当該死刑確定者の心身の状況、反則行為に及ぶおそれ等を考慮し、必要と認める場合は立会いに代えて録音、録画の措置を講じることができる。

- 3 面会の立会いを省略した場合には、死刑確定者の面会の実施に当たる職員(以下「面会担当職員」という。)は、通路側視察窓等から随時、面会の状況を視察するものとする。

(面会の一時停止等)

第9条 面会担当職員は、死刑確定者又は面会人が、次の各号のいずれかに該当する行為等をする場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止し、直ちに第一統括に報告するものとする。

- (1) 面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯その他の当所が定めた制限に従わない場合
- (2) 規律及び秩序を害する行為をする場合又は規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのある内容の発言をする場合
- (3) 暗号の使用その他の理由によって、面会担当職員が理解できない内容の発言をする場合

(4) 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆す内容の発言をする場合

(5) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱する内容の発言をする場合

2 面会担当職員は、前項により面会を一時停止した場合には、速やかに第一統括及び面会主任に面会の状況等を口頭で報告し、面会表にその旨を記載するものとする。

3 前項の報告を受けた第一統括は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見等を所長に報告して指示を仰ぎ、面会の終了、継続の措置を執るものとする。

(面会人の人数制限)

第10条 面会人の人数は、3名以下とする。ただし、乳幼児等で3名を超えて入室しなければならない等の特別な事情が認められるときは、この限りでない。

(面会の場所)

第11条 面会の場所は一般面会室とするが、処遇首席において、一般面会室で面会を行わせることが相当でないと認めた場合には、この限りでない。

(面会の申出の日及び時間帯)

第12条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、規則第19条第2項第1号及び第2号に掲げる日(以下「休庁日」という。)以外の日の午前8時30分から午後4時まで(午後零時から午後1時までの時間帯を除く。)とする。

(面会の日及び時間帯)

第13条 面会を実施する日及び時間帯は、休庁日以外の日の午前8時30分から午後5時までの時間帯とする。ただし、午前11時から午後零時までには受け付けたものについては、原則として午後1時から面会を実施する。

(面会の時間)

第14条 面会の時間は、面会の申出状況、その他の事情に鑑みて5分を下回らない範囲で制限して差し支えないが、可能な限り面会時間を確保するように努めるものとする。

なお、死刑確定者と再審請求のため選任された弁護士(以下「再審請求弁護人」という。)との面会時間については、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を来さない限り制限しないこととする。

おって、再審請求弁護人があらかじめ申告している面会時間を超える場合におい

て、再審請求弁護人から延長の申し入れがあった場合も、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を来さない限り、延長して差し支えないものとする。

(面会の回数)

第15条 死刑確定者に許す面会の回数は、原則として1日につき1回とする。

なお、死刑確定者と再審請求弁護人との面会については、面会の回数に算入しないこととする。

(面会人の遵守事項)

第16条 一般面会室の利用方法その他の面会の態様について、面会人(弁護人等を除く。)が遵守すべき事項は次のとおりとし、面会人待合室に掲示するものとする。

- (1) あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- (2) 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- (3) あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- (4) 構内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- (5) 遵守事項に違反する場合は、面会を一時停止したり、終了することがあること。
- (6) 面会には職員が立会い、又は録音し、若しくは録画することがあること。
- (7) 職員の職務上の指示に従うこと。
- (8) 施設の管理運営上必要な制限の内容

(面会の記録)

第17条 面会担当職員は、面会を実施した場合には、面会表に、面会の日時、面会人の氏名等を記録するほか、立会い等の有無の別に応じて、次の各号に定める事項を記録するものとする。

(1) 立会いをしなかった場合

その旨(特に必要がある場合には、死刑確定者又は面会人から聴取した面談の要旨)

(2) 立会いをした場合

その旨及び面談の要旨

(3) 録音及び録画をした場合

その旨(特に必要がある場合には、死刑確定者若しくは面会人から聴取した面

談の要旨又は録音若しくは録画により確認した面談の要旨)

- 2 面会を申し出た者に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果、面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には、面会表に面会の申出をした者の氏名、説明内容及び面会の申出をした者が取り下げた旨を記載すること。

(再審請求弁護人との面会)

第18条 死刑確定者と再審請求弁護人との面会は、一般面会室で行うものとする。ただし、処遇首席において、一般面会室で面会を行わせることが相当でないと思われた場合は、この限りでない。

- 2 死刑確定者が、再審請求弁護人と面会する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、刑事収容施設法第121条ただし書による立会い等を省略するものとする。ただし、立会い等を省略することにより当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は当該死刑確定者の心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情があるときは、立会い等を省略しない。

(1) 再審請求弁護人から再審に係る弁護人選任届が示されていること。

(2) 死刑確定者又は再審請求弁護人から再審請求に向けた打合せ等である旨の申出があったこと。

(3) 死刑確定者又は再審請求弁護人から立会い等のない面会とすることの申出があったこと（死刑確定者から申出があった場合において、再審請求弁護人が職員の立会い等を求めてきたとき、又は再審請求弁護人から申出があった場合において、死刑確定者が職員の立会い等を求めてきたときを除く。）。

- 3 上記(1)に該当せず、(2)及び(3)に該当する場合には、再審請求に係る弁護人選任届が示された後であれば立会い等のない面会を実施することは可能であることを面会を申し出た弁護士に説明した上で、当該弁護士に立会いのある面会を行う意向を確認すること。この場合、当該弁護士が立会いのある面会を行う旨を申し出たときは、職員立会いの下で面会を実施して差し支えないこと。

ただし、その時点において、死刑確定者が再審請求弁護人に選任しようとする意向を有していることが明らかな場合は、立会い等をしないことを相当とする事情があると認めることが相当であること。また、面会中に選任する意向が明らかになっ

た場合も同様であること。

- 4 上記2のいずれに該当する場合であっても、例えば、立会い等のない面会を利用して、死刑確定者が再審請求以外のことについて再審請求弁護人を介して他の者との連絡を図るような事情が具体的に認められる場合などは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第121条に定める「正当な利益」があるとは認められないことから、立会い等をしないことを適当とする事情がある場合には当たらないこと。
- 5 死刑確定者と再審請求弁護人との面会に係る時間及び携帯型パソコンの使用については、処遇首席において指示することとする。

第4章 信書の発受

(発受を許す信書)

第19条 死刑確定者に対し、刑事収容施設法第139条第1項各号に掲げる信書の発受につき、同法が規定するところにより発受が許されない場合を除き、これを許すものとする。なお、同項各号に掲げる信書は、前記第5条第1項により例示したものと同様の範囲をいうものとする。

- 2 死刑確定者に対し、刑事収容施設法第139条第2項に掲げる信書について、前記第4条の届出に関する調査の結果や死刑判決確定前の外部交通の状況等を踏まえ、その発受の相手方との交友関係の維持、その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

(信書の検査)

第20条 死刑確定者が発受する信書は、指名された職員が検査を行うものとする。

- 2 信書の検査に当たる職員は、信書の検査を行った場合、原則としてその信書に検印を押なすものとする。
- 3 信書の検査に当たる職員は、死刑確定者との外部交通を許可する方針の者以外の者(官公庁を除く。)との間で発受する信書について、信書検査処理票(別紙5)をもって、刑事収容施設法第139条第1項各号に掲げる信書該当性又は発受の必要性の有無等を意見し、発受の許否等に係る判断を仰ぐものとする。
- 4 信書の検査を行う場合において、次の各号に掲げる信書については、これらの信

書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、通常の実査を行う。

- (1) 死刑確定者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
- (2) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
- (3) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書

5 死刑確定者が発受する信書（前項各号に掲げる信書を含む。）について、検査の結果、刑事収容施設法第141条の規定により、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するものであった場合には、その信書の発受を差し止め、又は当該箇所を削除、若しくは抹消することとし、これらのうちいずれの措置を採るかについては、信書検査処理票をもって判断を仰ぐものとする。なお、刑事収容施設法第139条第1項第2号又は同項第3号に掲げる信書として発受が許される記述を含むものについて、当該記述以外の部分を削除、抹消する場合も同様とする。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
- (2) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

6 前項各号のいずれかに該当するとして信書の削除、抹消若しくは差し止めを行う場合、又は、刑事収容施設法第139条第1項第2号又は同項第3号に掲げる信書として発受が許される記述を含むものについて、当該記述以外の部分を削除、抹消する場合は、次の各号に掲げるところに従い、これを決定する。

- (1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合、又は刑事収容施設法第13

9条第1項第2号若しくは同項第3号に掲げる信書として発受が許される記述以外の記述が含まれる場合には、削除又は抹消を行う。この場合において、第一次的には抹消の方法によるものとし、該当箇所が広範に及ぶなど、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査業務に支障を生ずるおそれがある場合、その他抹消の方法によることが相当でない場合に限り、削除の方法によるものとする。

(2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難い場合には、差止めの措置を行うものとする。

7 所管の統括は、前項の決定を受け、次の各号に掲げる場合に依り、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

(1) 差止めの場合

当該死刑確定者に対し、次の事項について告知を行うこと。

ア 発信書 差止めを決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名

(2) 削除の場合

ア 該当箇所を削除した上で、交付又は発信を行うこと。

イ 死刑確定者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に規定する発信の指導を行うことなく削除したときは、削除した箇所の内容の要旨を当該死刑確定者に告知すること。

(3) 抹消の場合

ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、交付又は発信を行うこと。

イ 死刑確定者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に規定する発信の指導を行うことなく抹消したときは、抹消した箇所の内容の要旨を当該死刑確定者に告知すること。

8 前項の死刑確定者への告知は、所管の統括が指名した職員が行うものとする。この際、当該措置に係る法の適用条項及び当該条項の規定内容についても併せて告知

することとし、これら告知の内容は信書検査処理票の告知欄に記載すること。

(発信の指導等)

第21条 死刑確定者が発信する信書について、その記述又は内容が次の各号に該当する場合には、所管の統括は、主任矯正処遇官又は所管の統括が指名する職員をして、当該死刑確定者に対し、書き直し等の指導を行わせることができるものとする。

なお、同指導を行った場合、所管の統括は、処遇部長にこれを報告するものとする。

(1) 後記第25条に定める信書の作成要領に違反する場合

(2) 発信書の内容が前条第5項各号のいずれかに該当する場合

(3) 刑事収容施設法第139条第1項第2号又は同項第3号に該当する内容の記述があるために発信が許される信書について、それ以外の記述がある場合

(4) 発信書の内容、若しくは当該発信申請に係る願箋等からは、刑事収容施設法第139条に規定する信書に該当することやその他発信申請を特別に受理すべき必要性等が判断できない場合

(信書の発受の記録)

第22条 死刑確定者が発受する信書を検査する職員は、当該死刑確定者の書信表に発受の許否(その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨)、発送・交付年月日、相手方の氏名等を記録するものとする。

2 書信表の要旨欄には次の各号に掲げる場合に依り、その内容を記録するものとする。

(1) 前記第20条第4項の規定による確認のための検査に止めた場合

その旨を書信表に記録する。

(2) 上記以外の場合

要旨を記録する。

ただし、未決拘禁者としての地位を併有する者が弁護人との間で行う発受については、「刑事事件に関する内容」等簡潔に記録する。

(発信を申請する信書の通数)

第23条 死刑確定者の発信の申請通数は、原則として休日を除き、1日1通(電報、レタックスを含む。)とし、その受付は、当該発信日の午前及び午後各1回とす

る。

(信書の作成時間)

第24条 死刑確定者が信書を作成する時間は、緊急の必要がある場合を除き、起床後から就寝前までとする。ただし、点検時及び食事時間は、この限りでない。

(信書の作成要領)

第25条 死刑確定者の信書の作成要領は、次のとおりとする。

1 封筒及び便箋の規格

- (1) 封筒は一重のものとする。
- (2) 特別の用紙を必要とする場合を除き、通信用紙は通常の便箋とする。
- (3) 1通の信書に用いる便箋は、7枚以内とする。

2 信書の記載方法等

- (1) 容易に判読できる大きさ、形状の文字（原則日本語）を使用すること。
- (2) 文字は、便箋の表面（罫線のある面）に記載し、罫線各行間内への2行以上の記載や欄外への記載はしないこと。
- (3) 絵などを記載しこれに重ねて文字を記載しないこと。
- (4) 未記入の便箋を同封しないこと。
- (5) 封筒には発信に必要な事項（名宛人、差出人双方の住所・氏名・郵便番号、速達等であればその旨の表記）のみを記載すること。
- (6) その他検査に支障を生ずる記載をしないこと。

(信書の代筆)

第26条 自筆することができない死刑確定者が、代筆により信書の作成を希望するときは、所管の統括が指名した職員が代筆するものとする。

(発信に要する費用等)

第27条 信書の発信に要する費用については、死刑確定者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし必要と認められるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

2 信書を発するのに必要な封筒、便箋、筆記具等の物品については、死刑確定者が自弁のものを使用することができない場合において、発信の目的に照らし必要と認められるときは、当該死刑確定者にこれを貸与し、又は支給するものとする。

(発受を禁止した信書の取扱い)

第28条 前記第20条第5項各号のいずれかに該当するとして差し止めた信書又は削除した部分、刑事収容施設法第139条第1項各号に該当せず、同条第2項による発受も認められない信書又は発受が許される理由となる内容以外であるとして削除した部分を、それぞれ死刑確定者を所管する処遇区の保管庫において、釈放又は死亡するまでの間、施錠保管するものとし、釈放の際は引き渡し、死亡の場合は遺族に引き渡すものとする。

2 信書の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを前項同様、釈放又は死亡するまでの間、施錠保管するものとし、釈放の際は引き渡し、死亡の場合は遺族に引き渡すものとする。

3 前項の規定に関わらず、引き渡すことにより当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある場合は引き渡さないものとする。

第5章 懲罰中における外部交通

(閉居罰執行中における外部交通)

第29条 閉居罰執行中の死刑確定者に対し、弁護士から面会の申出があり、その要件が再審請求のためである場合、その他当該死刑確定者の権利の保護のため必要と認められる場合は、これを許すものとする。

2 閉居罰執行中の死刑確定者について、信書の発信申請又は当該死刑確定者宛て信書の受信があった場合は、所管の統括は、発信の必要性又は受信書の内容をしん酌し、発信申請の受付又は信書の交付の許否等に係る判断を仰ぐものとする。

第6章 雑則

(外国語による外部交通)

第30条 死刑確定者又はその外部交通の相手方が日本語に通じない場合には、外国語による外部交通を許すものとする。この場合において、発言又は信書の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、当該死刑確定者にその費用を負担させることができるものとする。

2 前項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、

死刑確定者にその費用を負担させるものとする。

(1) 本邦に派遣された外国(死刑確定者が属する国に限る。)の大使、公使、領事その他これらに準ずる者と面会し、又は信書を発受するとき。

(2) 刑事施設の職員が通訳し、又は翻訳したとき。

3 死刑確定者が前項の通訳又は翻訳の費用を負担することができない場合において、面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を国庫の負担とする。

4 死刑確定者が負担すべき通訳又は翻訳の費用を負担しないときは、その面会又は信書の発受を許さない。

(手話等による面会等について)

第31条 死刑確定者又はその外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、その費用は国庫の負担とする。

別紙様式 4

面 会 申 込 書				未決拘禁者等 ・ 受刑者	いずれかに○をして下さい。
フリガナ					
被収容者氏名 (相手の氏名)				男 ・ 女	

申 込 人					
1	フリガナ		関係	職業	年齢
	あなたの氏名				歳
	あなたの住所				
	面会の要旨 (目的)				
2	フリガナ		関係	職業	年齢
	あなたの氏名				歳
	あなたの住所				
	面会の要旨 (目的)				
3	フリガナ		関係	職業	年齢
	あなたの氏名				歳
	あなたの住所				
	面会の要旨 (目的)				

信 書 検 査 処 理 票		検査の日	年 月 日
		決定の日	年 月 日
		措置の日	年 月 日
相手方の氏名等		被収容者氏名等	
相手方氏名 発受の別 発信 受信 発受の日 年 月 日		称呼番号 番 氏 名	
決 裁 欄	意見・決定	検 査 対 象 箇 所 ・ 理 由 等	
所 長	許可・抹消・削除・差止め・許可しない		
処遇部長	許可・抹消・削除・差止め・許可しない		
処遇首席	許可・抹消・削除・差止め・許可しない		
処遇次席	許可・抹消・削除・差止め・許可しない		
第一統括	許可・抹消・削除・差止め・許可しない		
第 統括	許可・抹消・削除・差止め・許可しない		
担 当 者	許可・抹消・削除・差止め・許可しない	《担当者意見》	

告知欄	<p><input type="checkbox"/> 年 月 日に、「相手方氏名（告知しない場合は略）」<input type="checkbox"/>から当所に到達した・<input type="checkbox"/>宛てに発信申請した] 信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/>本件信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律</p> <p><input type="checkbox"/> 第141条において準用する第129条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 第142条において準用する第129条第1項</p> <p><input type="checkbox"/>第1号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである</p> <p><input type="checkbox"/>第2号 発受によって、刑罰法令（罪名）に触れる <input type="checkbox"/>こととなる・<input type="checkbox"/>結果を生ずるおそれがある]</p> <p><input type="checkbox"/>第3号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある</p> <p><input type="checkbox"/>第4号 <input type="checkbox"/>威迫にわたる記述・<input type="checkbox"/>明らかな虚偽の記述] があるため、<input type="checkbox"/>受信者を著しく不安にさせ・<input type="checkbox"/>受信者に損害を被らせ] るおそれがある</p> <p><input type="checkbox"/>第5号 受信者を著しく侮辱する記述がある</p> <p><input type="checkbox"/>第6号 発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがある</p> <p>と認められるため、</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日、同信書の <input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信] を差し止める</p> <p><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を <input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除] する</p> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/> 第139条第1項各号及び第2項のいずれにも該当しないと認められるため、</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日、同信書の <input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信] を許さない</p> <p><input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を <input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除] する</p> <p>措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>上記のとおり告知した。</p> <p>告知日時 ・ 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分</p> <p>告知者 ・ 官職 氏名 印</p>
(備考)	

注1：告知欄の年月日については、差し止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注2：相手方氏名の告知については、差し止め又は禁止する場合に限り記入すること。

注3：第129条第1項第2号の「(罪名)」については、(強要罪)、(ストーカー行為等の規制等に関する法律違反)等と記載すること。